保護施設等の設備及び運営に 関する基準(案)の概要

平成24年9月 福祉部 生活福祉課

1 趣 旨

川越市では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)(以下、「一括法」)」による生活保護法(昭和25年法律第144号)の一部改正に伴い、保護施設等の設備及び運営に関する基準の条例化に向けた検討を進めています。

この基準は、「(仮称) 川越市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「(仮称) 川越市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」として制定される予定です。

この度、これまでの市の検討状況をまとめた基準(案)を公表し、市民の皆さまから御意見を募集するものです。

2 内容

○条例で基準を定めるにあたっては、厚生労働省令で定める基準に従うこと、基準を 標準とすること、又は基準を参酌することとされており、その区分は次のとおりです。

類型	類型の説明
1従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、 <u>国基準に必ず適合しなけれ</u>
	<u>ばならない基準</u> 。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた
	内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めるこ
	とは許されない。
2標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由
	がある範囲内で地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定
	めることが許容されるもの。
3参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情
	に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

○本市では、基本的には、国省令に準じた規定とすることを前提に、一括法における 条例委任の類型の「参酌すべき基準」のうち、懸案事項や問題点があると思われる規 定について、市独自基準の制定が必要であるかどうかを検討し、市独自基準の制定が 必要なものとして、次に掲げる基準(案)を追加します。

○「非常災害対策」について

厚生労働省令	(非常災害対策)
	第七条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必
	要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を
	立てておかなければならない。
	2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救
	出その他必要な訓練を行わなければならない。
基準 (案)	通報体制、連絡体制を整備し、非常災害時の関係機関における
	情報の共有化及びそれらの職員への定期的な周知について規定
	する。
規定理由	東日本大震災の甚大な被害状況を教訓として、災害に備えた事
	前の体制を整備しておく必要があるため。

3 施行期日

平成25年4月1日

4 その他

- (1) 「保護施設等の設備及び運営に関する基準」については、原則として条例において規定することを予定していますが、一部の内容について規則において規定する場合があります。
- (2) 「医療保護施設」及び「社会福祉法に基づく授産施設」の基準については、これまで厚生労働省令で規定がありませんでしたが、厚生労働省社会・援護局長通知(平成23年12月28日付け社援発1228第1号) (以下「施行通知」という。)に基づき、基準を追加します。
- ○「医療保護施設」について

厚生労働省令	規定なし
基準 (案)	医療法その他医療に関する法令に基づき適切に運営されな
	ければならない旨の規定を設ける。
規定理由	施行通知に基づき、条例で基準を定めることが望ましいと
	されているため。

○「社会福祉法に基づく授産施設」について

厚生労働省令	規定なし
基準 (案)	生活保護法に基づく授産施設に準ずる旨の規定を設ける。
規定理由	施行通知に基づき、条例で基準を定めることが望ましいと
	されているため。